

使用料、保管料又は利用料金の減免

- (1) 潮来市日の出運動広場（庭球場を除く。）、潮来市當前川運動公園（潮来市立市民プールを除く。）、かすみの郷公園、潮来市立ローイングセンターの使用料、保管料又は利用料金の減免

区 分	減免割合
1 市、教育委員会又は指定管理者が主催する事業に使用するとき。	使用料又は利用料金の全額
2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内にある学校が使用するとき。	使用料又は利用料金の全額
3 市スポーツ少年団が主催する事業又は使用するとき。	使用料又は利用料金の全額
4 市スポーツ協会が主催する事業又は使用するとき。	使用料（照明設備使用料及び保管料を除く。）又は利用料金（照明設備使用料及び保管料を除く。）の全額
5 生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）により組織された市内の各種福祉団体が使用するとき。	使用料（照明設備使用料及び保管料を除く。）又は利用料金（照明設備使用料及び保管料を除く。）の全額
6 市内の社会教育関係団体が使用するとき。	使用料（照明設備使用料及び保管料を除く。）又は利用料金（照明設備使用料及び保管料を除く。）の全額
7 市又は教育委員会が後援、賛助する事業に使用するとき。	使用料（照明設備使用料及び保管料を除く。）又は利用料金（照明設備使用料及び保管料を除く。）の100分の50に相当する額
8 他の公共団体が使用するとき。	使用料（照明設備使用料及び保管料を除く。）又は利用料金（照明設備使用料及び保管料を除く。）の100分の50に相当する額
9 庭球場の専用使用料に関して、使用者の市内在住者の割合が7割以上いるとき。	使用料（照明設備使用料及び保管料を除く。）又は利用料金（照明設備使用料及び保管料を除く。）の全額
10 潮来市立ローイングセンターに関して、茨城県ローイング協会が使用するとき。	使用料又は利用料金の全額
11 その他、委員会が特に必要があると認めたとき。	相当額

(2) 潮来市立市民プール、潮来市立かすみ市民プールの使用料又は利用料金の減免

区 分	減免割合
1 市、教育委員会及び市体育協会並びに市内小・中学校が、市民又は児童・生徒の健康づくり及び体力づくりのために主催する行事の場合	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の全額
2 心身障害者の団体若しくは心身障害者本人（これらの者の所在地又は住所が市内にある者に限る。）及び介護人が使用する場合	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の全額
3 市スポーツ協会が主催又は市民への指導のために使用するとき。	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の全額
4 市スポーツ少年団が主催又は使用するとき。	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の全額
5 年齢が満70歳以上の者、高齢者クラブ連合会及び単位老人クラブ会員が団体で使用する場合（これらの者の所在地又は住所が市内にある者に限る。）	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の全額
6 土曜日に市内の小中学生が健康づくり及び体力づくりのために使用する場合	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の全額
7 市又は教育委員会が後援、賛助する事業に使用するとき。	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の100分の50に相当する額
8 他の公共団体が使用するとき。	使用料（施錠ロッカー使用料を除く。）、利用料金（施錠ロッカー使用料を除く。）の100分の50に相当する額
9 その他、委員会が特に必要があると認めたとき。	相当額